

令和8年度入札参加資格審査申請要領（総括）

令和8年度に高石市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・製造等及び役務の入札参加資格審査申請の受付を下記のとおり行います。

1. 受付方法

インターネットを利用した電子申請となります。インターネットの専用申請サイトに、申請書類をアップロードしていただく方法です。
なお、紙申請は一切受付できませんので、ご注意ください。

●電子申請サイト

BID-ENTRY (<https://bid-entry.com/>)

●申請手順(概要)

- (1) 申請にあたっては、申請要領及び電子申請の操作マニュアル等をご確認ください。
- (2) 電子申請を行うための環境をご準備ください。
→「電子申請を行うために必要な環境」(後述)
- (3) 本システムを初めて利用される方は利用者登録を行ってください。
※令和5・6年度高石市入札参加資格審査申請で利用登録を行った方、
または、他の自治体で既にご利用の方は必要ありません。
- (4) 「入札参加資格審査申請書（Excel）」に必要事項を入力してください。
※申請書はエクセルファイルのままで保存しておいてください。
- (5) (4) 以外の提出書類のうち、該当するものをすべてそろえ、PDFデータにしてください。
他の形式ではアップロードできません。押印が必要なものは一度紙出力し、押印後、カラーでPDF化してください。
→「提出書類のPDF化について」(後述)
- (6) 操作マニュアルに従って、申請書および添付書類をすべてアップロードしてください。
- (7) システム利用料が必要な場合、決済画面が表示されますので、支払い手続きを行ってください。
※「インボイス対応領収書発行について」
システム利用料をお支払い後、BID-ENTRYサイトからインボイス対応の領収書の発行が可能となっています。
領収書は、BID-ENTRYサイトにログイン後、[トップ-支払状況を確認する]から該当する申請を選択し、
発行することができます。
- (8) 自治体の審査が完了すると、「受理」または「差し戻し(補正)」メールが送信されます。
「差し戻し(補正)」メールが到着した場合は、すみやかに再申請を行ってください。

- ・操作の流れ(動画等) (<https://bid-entry.com/flow.html>)
- ・よくあるご質問 (<https://bid-entry.com/faq.html>)
- ・お支払い方法について (<https://bid-entry.com/info2.html>)
- ・操作マニュアル (<https://bid-entry.com/manual.pdf>)

●電子申請を行うために必要な環境

- ・インターネットが利用できるWindowsパソコン
- ・ブラウザ
Microsoft Edge(最新版)、またはGoogle Chrome(最新版) ※Microsoft Internet Explorerは使用できません。
- ・メールソフト
- ・Microsoft Excel (2013以降)

●提出書類のPDF化について

(1) 納税証明書、印鑑証明書、経営事項審査結果通知書などの紙資料

スキャナーや複合機（スキャナー機能付き）を使ってPDFファイルにしてください。

お持ちでない場合は、コンビニエンスストアの複合機（スキャナー機能付き）でPDFファイルにし、USBメモリ等でデータを受け取ることができます。

※コンビニエンスストアでの複合機の操作方法等については、各店舗にお問い合わせください。

(2) 営業所一覧表などのExcel、Word形式のファイル

Excel/Wordの機能を使ってPDF化してください。

[ファイル-名前を付けて保存]を実行し、ファイルの種類で「PDF(*.pdf)」を選択します。

excelブックに複数のシートがある場合は、PDFファイルを選択し、表示されたオプションから、ブック全体を選択するとブック全体をPDFにできます。

2. 受付業種

建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・製造等、役務（警備・ビル衛生管理含む）

(1) 「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等」とを併せて申請することはできません。

(2) 「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」の希望業種は3業種、

「物品・製造等」の希望業種は大分類5業種（ただし、市内業者は7業種）、

「役務」の希望業種は大分類2業種（市内業者は4業種）かつ、中分類7業種を限度とします。

(3) 学校給食用物資を希望する場合は、「物品・製造等」で申請してください。

（詳細については「物品・製造等」の要領参照）

(4) 有効期間途中で各業種の希望業種・種目の追加及び変更はできません。

(5) 年度途中の随時受付は行いません。

3. システム利用料

システム利用料は、以下のとおりです。

市内業者・準市内業者（※1）	無料
市外業者（※2）	有料（1申請あたり1,540円）

（※1） 登録する委任先の支店・営業所等が高石市内にある業者

（※2） お支払い方法は、クレジットカード、コンビニ、ペイジー（銀行振込サービス）のいずれかをご利用ください。システム内に支払画面が表示されます。市役所への直接のお支払いは受け付けておりません。また、お支払いは申請期間内に完了させてください。変更申請にはシステム利用料が発生しません。

4. 受付期間（全業種共通）

令和8年1月5日（月）から令和8年1月23日（金）まで

※申請サイトは、期間中24時間利用できます。

※ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。

※申請終了日までに申請手続きを完了し、申請受付書を印刷してください。手続きが完了しなかった申請は、申請期間終了後に取り消されます。

5. 補正期間

令和8年2月6日（金）まで

※申請期間終了後に、申請書類の不備を修正する期間（補正期間）を設けます。

※申請書類に不備があり「差し戻し（補正要求）」メールを受信した場合は、期間内に再申請を行ってください。

※申請開始後、随時、審査・補正を行いますので、申請期間中も審査結果のメールが届きます。

※補正が行われず、「審査済み」とならない申請は、申請を取り消すことがあります。

6. 参加資格有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

7. 資格要件

申請者は、次の各号に掲げる事項に該当するものであること。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者。
 - 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 競争入札、見積合わせ又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げ、公正な価格の成立を阻害し、又は不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (3) 令和8年4月1日現在において、引き続き1年以上その営業を行っていること。
- (4) 建設工事を申請する者は、建設業法第3条の規定に基づく許可を受けていること。
- (5) 建設工事を申請する者は、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく当該業種の経営規模等評価及び総合評定値の審査を受審していること。
- (6) 測量業者を申請する者は、測量法第55条の規定に基づく登録を受けていること。
- (7) 建築士事務所を申請する者は、建築士法第23条の規定に基づく登録を受けていること。
- (8) 地質調査業者を申請する者は、地質調査業者登録規程第2条の規定に基づく登録を受けていること。
- (9) 補償コンサルタントを申請する者は、補償コンサルタント登録規程第2条の規定に基づく登録を受けていること。
- (10) 不動産鑑定業者を申請する者は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定に基づく登録を受けていること。
- (11) 土地家屋調査士を申請する者は、土地家屋調査士法第8条の規定に基づく登録を受けていること。
- (12) 建設コンサルタントを申請する者は、建設コンサルタント登録規程第2条の規定に基づく登録を受けていること。
- (13) 警備管理を申請する者は、警備業法第4条の規定に基づく認定を受けていること。
- (14) ビル衛生管理を申請する者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2の規定に基づく登録を受けていること。
- (15) 物品・製造等を申請する者は、関係法令に基づく登録・許可等を要する業種については、必要な登録・許可等を受けていること。
- (16) 役務を申請する者は、関係法令に基づく資格・免許・許可等を要する業種については、必要な資格・許可等を受けていること。
- (17) 学校給食物資を申請する者は、「令和7・8年度高石市学校給食物資納入業者登録に関する要項」を遵守すること。
- (18) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (19) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（注）申請書類において虚偽の記載等があった場合は、申請を受付けず、又は資格を取り消すことがあります。

8. その他

- ・申請書類及びその他入札契約に関する情報は、高石市情報公開条例に基づいて公開することができます。
- ・登記簿謄本、納税証明書、印鑑証明書などの各種証明書類については、発行後3ヶ月以内のものとする。

